

○確認事務の委託の手續等に関する事務処理要領について

令和5年3月31日
道本交指第4773号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
みだしのことについては、これまで「確認事務の委託の手續等に関する事務処理要領について」（令4.9.30道本交指第2306号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、令和5年4月1日付けで、道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部を改正する法律が施行されることに伴い、北海道公安委員会の登録を受けて、同法第51条の4第1項に規定する放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行おうとする法人が登録申請する際に、同法人が作成する誓約書等の内容が変更されたことから、新たに別添のとおり、「確認事務の委託の手續等に関する事務処理要領」を定め、令和5年4月1日から運用することとしたので誤りのないようにされたい。
なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

別添

確認事務の委託の手續等に関する事務処理要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）及び確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）の規定に基づき、北海道公安委員会の登録を受けて、法第51条の4第1項に規定する放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務（以下「確認事務」という。）の委託を行う場合の手續等についての必要な事項を定め、これらの事務の適正な運用を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の定義は、別表のとおりとする。

- 1 放置車両
- 2 標章
- 3 確認事務
- 4 駐車監視員資格者

第3 所管事務

警察本部交通指導課長、方面本部の交通課長及び警察署長は、第4以下の手續のうち、次に掲げる事務を行うものとする。

- 1 警察本部交通指導課長が行う事務
 - (1) 法人の登録に関する事務（第4の事項関係）
 - (2) 報告及び検査に関する事務（第5の事項関係）
 - (3) 資格者証の交付手續に関する事務（第7の事項関係）
 - (4) 不服申立手續に関する事務（第8の事項関係）
 - (5) 関係簿冊の整理に関する事務（第9の事項関係）
- 2 方面本部の交通課長が行う事務

前記1の事務のうち、(1)及び(2)の事務を除く事務

3 警察署長が行う事務

- (1) 前記1の(1)から(3)までの事務のうち、各種申請書等の受理、手数料の徴収及び各種書類の交付に関する事務
- (2) 法人との契約に関する事務（第6の事項関係）
- (3) 関係簿冊の整理に関する事務（第9の事項関係）

第4 法人の登録

1 登録申請書の受理等

- (1) 警察署長は、委託を受けて確認事務を行おうとする法人から、登録申請書（別記第1号の1様式）の提出を受けたときは、記載事項等に不備がないこと、法第51条の8第4項第2号及び第3号の規定に適合することを証する書類並びに委託規則第2条第2項各号に掲げる書類が添付されていること等形式上の要件について確認し、形式上の要件に適合しないと認められる場合には、速やかに当該申請の補正を求めるものとする。

なお、電子申請に係る受付は、行政情報ネットワークシステムにより行うものとし、登録申請書を出力して内容に不備がないことを確認するものとする。

- (2) 前記(1)の添付書類のうち、次に掲げるものは別記様式によること。

ア 役員名簿 委託規則第2条第2項第2号関係（別記第2号様式）

イ 診断書 委託規則第2条第2項第3号ロ、ハ関係（別記第3号様式）

ウ 誓約書 委託規則第2条第2項第4号関係（別記第4号様式）及び委託規則第2条第2項第5号関係（別記第5号様式）

- (3) 警察署長は、登録申請書を受理するときは、当該法人から北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号。以下「手数料条例」という。）に規定する手数料を徴収すること。

なお、徴収にあたり、北海道収入証紙により手数料を納付させる場合は、収入証紙ちょう付用紙（別記第6号様式）に所要事項を記載させた上、手数料相当額の北海道収入証紙を、ちょう付欄にちょう付させ、登録申請書の上部余白に、北海道収入証紙条例施行規則事務取扱要領について（昭和40年40局総第177号）に規定する別記第4号様式の表示をすること。

また、北海道収入証紙による納付の特例として、北海道収入証紙条例第3条の規定により徴収することができるものとする。

- (4) 警察署長は、登録申請書等を受理したときは、登録関係受払簿（別記第7号様式）に必要事項を記載の上、委託関係書類送付書（別記第8号様式。以下「送付書」という。）により、速やかに警察本部交通指導課長（以下「主管課長」という。）に送付するものとする。この場合、登録申請書の写しを作成し、登録申請書（写し）綴に編さんするものとする。

2 審査及び登録

- (1) 主管課長は、登録申請書等の送付を受けたときは、登録（更新）申請書受理簿（別記第9号様式）に必要事項を記載の上、当該法人が法第51条の8第3項各号に掲げる事項に該当せず、かつ、法第51条の8第4項各号に掲げる要件に適合し

ているか否かについて審査すること。この場合、必要があつて身上関係を市（区）町村長に対して照会するときは、身上調査照会書（別記第10号様式）及び身上調査照会回答書（別記第11号様式）を当該市（区）町村長に送付して照会するものとする。

なお、登録申請書等は、申請者ごとに区分して登録申請書等綴に編さんするものとする。

- (2) 主管課長は、前記(1)の審査の結果、当該法人が登録の要件に適合していると認めるときは、登録簿（別記第12号様式）に登載の上、登録通知書（別記第13号様式）を作成し、適合していないと認めるときは、登録（更新）申請書受理簿に必要事項を追記し、登録申請に関する通知書（別記第14号様式）を作成すること。

なお、登録通知書及び登録申請に関する通知書は、当該登録申請書を受理した警察署長に対し、送付書により送付するものとする。

- (3) 警察署長は、登録通知書及び登録申請に関する通知書の送付を受けたときは、登録関係受払簿に必要事項を追記し、交付にあたっては、当該法人の受領を証する署名をさせるとともに、速やかに主管課長に報告するものとする。

3 登録更新申請書の受理等

警察署長が、登録の更新を受けようとする法人から、登録更新申請書（別記第1号の2様式）の提出を受けたときの手続は、前記1の事項によるものとする。

4 審査及び更新

- (1) 主管課長は、登録更新申請書等の送付を受けたときは、登録（更新）申請書受理簿に必要事項を記載の上、前記2の(1)の審査を行い、その結果、当該法人が更新の要件に適合していると認めるときは、登録簿に追記して、更新通知書（別記第13号様式）を作成し、適合していないと認めるときは、登録（更新）申請書受理簿に必要事項を追記し、更新申請に関する通知書（別記第14号様式）を作成すること。

なお、更新通知書及び更新申請に関する通知書は、当該登録更新申請書を受理した警察署長に対し、送付書により送付するものとする。

- (2) 警察署長は、更新通知書及び更新申請に関する通知書の送付を受けたときは、登録関係受払簿に必要事項を追記し、交付にあたっては、当該法人の受領を証する署名をさせるとともに、速やかに主管課長に報告するものとする。

5 適合命令

- (1) 警察署長は、登録された法人（以下「登録法人」という。）が、法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなったことを認知したときは、適合命令事案認知報告書（別記第15号様式）を作成し、主管課長に送付するものとする。この場合、適合命令事案認知報告書の写しを作成し、適合命令事案認知報告書（写し）綴に編さんするものとする。

- (2) 主管課長は、警察署長から適合命令事案認知報告書の送付を受けたとき、又は自ら当該事案を認知したときは、当該事実が発生するに至った背景、早期是正の見込み等の事情を勘案し、当該事実の是正措置を命ずること（以下「適合命令」という。）の適否を判断すること。

なお、適合命令事案認知報告書は、適合命令事案認知報告書綴に編さんするものとする。

- (3) 主管課長は、適合命令を行おうとするときは、当該登録法人に弁明の機会を付与すること。

なお、弁明の機会の付与に関する手続は、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）並びに北海道公安委員会等の行う聴聞等及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年北海道公安委員会規則第8号）に定める手続によること。

- (4) 主管課長は、前記(3)の弁明によっても適合命令を行うことが適当であると判断したときは、当該登録法人に対し、適合命令書（別記第16号様式）を交付し、登録簿に必要事項を追記するものとする。

6 登録の取消し

- (1) 警察署長は、登録法人が、法第51条の10第1項各号のいずれかに該当することを認知したときは、登録取消事案認知報告書（別記第17号様式）を作成し、主管課長に送付するものとする。この場合、登録取消事案認知報告書の写しを作成し、登録取消事案認知報告書（写し）綴に編さんするものとする。

- (2) 主管課長は、警察署長から登録取消事案認知報告書の送付を受けたとき、又は自ら当該事案を認知したときは、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否及び是正の見込み、再発のおそれ、当該登録法人においてとられた再発防止措置等の事情を勘案し、登録の取消しの適否を判断すること。

なお、登録取消事案認知報告書は、登録取消事案認知報告書綴に編さんするものとする。

- (3) 主管課長は、登録の取消しを行おうとするときは、聴聞を行うこと。

なお、聴聞の手続は、前記5の(3)の事務によること。

- (4) 主管課長は、聴聞により登録の取消しを決定したときは、当該登録法人に対し、登録取消処分通知書（別記第18号様式）を直ちに交付し、登録簿に必要事項を追記した上で削除するものとする。

- (5) 主管課長は、登録の取消しを行った場合は、速やかに警察庁交通局交通指導課長、警視庁交通部長及び各府県警察本部長に対し、道路交通法第51条の10の規定に基づく登録の取消しについて（通報）（別記第19号様式。以下「登録取消処分執行通報書」という。）により通報し、登録簿に必要事項を追記するものとする。

なお、警視庁交通部長及び各府県警察本部長から登録取消処分執行通報書の送付を受けたときは、登録取消処分執行通報書綴に編さんして5年間保管し、当該法人から登録の申請があった場合は、法第51条の8第3項第1号の規定により、取消しの日から起算して2年間、これを拒否すること。

第5 報告及び検査

1 報告の徴収

主管課長は、法第51条の8から第51条の10までの規定の施行に必要な限度において、登録法人に対し、その業務又は経理の状況に関しての報告又は資料の提出を、報告（資料提出）要求書（別記第20号様式）により求めるものとする。

なお、緊急を要し、書面により行ういとまがない特別な事情がある場合には、口頭で行うものとする。

2 立入検査

主管課長は、法第51条の11第1項の規定により、警察職員に、必要に応じて登録法人の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させるものとする。

なお、当該警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示すること。

3 登録簿への記録

主管課長は、報告の徴収及び立入検査を行ったときは、登録簿に必要事項を追記するものとする。

第6 法人との契約

1 確認事務の委託

警察署長は、確認事務の全部又は一部を委託する場合は、登録法人の中から、あらかじめ有償で契約した法人に委託して、これを行わせること。

2 契約の締結

(1) 警察署長は、前記1の契約をする場合は、委託規則第1条第1項各号に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成して締結すること。この場合、委託契約書の写し1部を送付書により札幌方面にあっては主管課長、札幌方面以外にあっては当該方面本部の交通課長（以下「主管課長等」という。）に送付するものとする。

(2) 警察署長は、前記(1)の契約により確認事務を委託したときは、当該契約の締結後、直ちに、法第51条の12第1項に規定する公示事項（別記第21号様式）を、警察署の掲示板に公示すること。

なお、公示の期間は、当該契約に係る確認事務の開始後、1か月を経過した日までとする。

(3) 主管課長等は、委託契約書の送付を受けたときは、警察署ごとに区分して委託契約書（写し）綴に編さんするものとする。

第7 資格者証の交付手続

1 資格者講習の公示

主管課長等は、駐車監視員資格者講習（以下「資格者講習」という。）を実施するときは、講習開始日の30日前までに、委託規則第6条第1項各号に掲げる公示事項（別記第22号様式）を北海道公安委員会（札幌方面以外にあっては当該方面公安委員会）の掲示板に公示すること。

なお、公示期間は講習開始日の7日前までとする。ただし、当日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月31日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、その前日とする。

2 受講申込書の受理等

(1) 警察署長は、講習を受けようとする者から駐車監視員資格者講習受講申込書（別記第23号様式。以下「受講申込書」という。）の提出を受けたときは、記載事項等

に不備がないこと及び所定の箇所に委託規則第7条第2項に定める写真がちょう付されていること等形式上の要件について確認し、形式上の要件に適合しないと認められる場合には、速やかに当該申込の補正を求めるものとする。

なお、電子申請に係る受付は、行政情報ネットワークシステムにより行うものとし、受講申込書を出力して、内容に不備がないことを確認するものとする。

- (2) 警察署長は、受講申込書を受理するときは、当該申込者（以下「申込者」という。）から手数料条例に規定する手数料を徴収すること。

なお、徴収の手続については、前記第4の1の(3)の手続によること。

- (3) 警察署長は、受講申込書を受理したときは、主管課長等に連絡の上、駐車監視員資格者講習受講票（別記第24号様式。以下「受講票」という。）を作成し、申込者に交付するものとする。この場合、受講申込書と受講票の写しを作成し、駐車監視員資格者講習関係受払簿（別記第25号様式。以下「講習関係受払簿」という。）に必要事項を記載の上、受講申込書及び受講票の写しを送付書により、速やかに主管課長等に送付し、受講申込書の写しを駐車監視員資格者講習受講申込書（写し）綴に編さんするものとする。
- (4) 主管課長等は、受講申込書及び受講票の写しの送付を受けたときは、駐車監視員資格者講習申込者名簿（別記第26号様式。以下「講習申込者名簿」という。）に登載の上、申込者ごとに区分して駐車監視員資格者講習受講申込書等綴に編さんするものとする。

3 資格者講習の実施と修了証明書の交付

- (1) 主管課長等は、申込者を対象に資格者講習及び修了考査を実施すること。

修了考査は、資格者講習終了後、おおむね7日後に実施し、合否を講習申込者名簿に追記するものとする。この場合、資格者講習受講者に修了考査結果通知書（別記第27号様式）を送付して結果を通知するものとする。

なお、資格者講習及び修了考査については、別に定める。

- (2) 主管課長等は、修了考査に合格した者（以下「修了者」という。）を駐車監視員資格者講習修了者名簿（別記第28号様式。以下「修了者名簿」という。）に登載し、駐車監視員資格者講習修了証明書（委託規則別記様式第1号。以下「修了証明書」という。）を作成すること。

なお、修了証明書は、当該受講申込書を受理した警察署長に対し、送付書により送付するものとする。

- (3) 警察署長は、修了証明書の送付を受けたときは、講習関係受払簿に必要事項を追記し、交付にあたっては、修了者の受領を証する署名をさせるとともに、速やかに主管課長等に報告するものとする。

4 認定申請書の受理等

- (1) 警察署長は、委託規則第10条第1項に規定する認定を受けようとする者から、認定申請書（別記第29号様式）の提出を受けたときは、記載事項等に不備がないこと、委託規則第10条第1項各号に掲げる書類が添付されていること等形式上の要件について確認し、形式上の要件に適合しないと認められる場合には、速やかに、当該申請の補正を求めるものとする。

なお、電子申請に係る受付は、行政情報ネットワークシステムにより行うものとし、認定申請書を出力して内容に不備がないことを確認するものとする。

- (2) 警察署長は、認定申請書を受理するときは、当該申請者（以下「認定申請者」という。）から手数料条例に規定する手数料を徴収すること。

なお、徴収の手続については、前記第4の1の(3)の手続によること。

- (3) 警察署長は、認定申請書等を受理したときは、認定関係受払簿（別記第30号様式）に必要事項を記載の上、送付書により、速やかに主管課長等に送付するものとする。この場合、認定申請書の写しを作成し、認定申請書（写し）綴に編さんするものとする。
- (4) 主管課長等は、認定申請書等の送付を受けたときは、認定申請者名簿（別記第31号様式）に登載の上、認定申請者ごとに区分して認定申請書等綴に編さんするものとする。

5 認定審査等の実施と認定書の交付

- (1) 主管課長等は、認定申請者について、委託規則第10条第1項各号のいずれかの要件に適合しているか否かについて審査し、認定の要件に適合していると認めたときは、当該認定申請者を対象に駐車監視員資格者認定考査（以下「認定考査」という。）を実施すること。この場合、認定申請者名簿に必要事項を追記して、駐車監視員資格者認定考査受検票（別記第32号様式）を作成し、認定申請者が認定の要件に適合しないと認めたときは、認定申請者名簿に必要事項を追記して、認定申請に関する通知書（別記第33号様式）を作成すること。

なお、認定考査については、別に定める。

- (2) 主管課長等は、認定考査の合否を認定申請者名簿に追記し、認定考査受検者に認定考査結果通知書（別記第34号様式）を送付して結果を通知するものとする。
- (3) 主管課長等は、認定考査の結果、法第51の13第1項第1号イに掲げる者と同等以上の技能及び知識を有すると認めた者（以下「認定対象者」という。）を認定対象者名簿（別記第35号様式）に登載し、認定書（委託規則別記様式第2号）を作成すること。

なお、駐車監視員資格者認定考査受検票、認定申請に関する通知書及び認定書は、当該認定申請書を受理した警察署長に対し、送付書により送付するものとする。

- (4) 警察署長は、駐車監視員資格者認定考査受検票、認定申請に関する通知書及び認定書の送付を受けたときは、認定関係受払簿に必要事項を追記し、交付にあたっては、認定申請者又は認定対象者の受領を証する署名をさせるとともに、速やかに主管課長等に報告するものとする。

6 合格の取消し

- (1) 主管課長等は、修了考査又は認定考査に合格した者について、不正な手段により合格した者（以下「合格取消対象者」という。）があるときは、その合格を取り消すこと。この場合、修了証明書又は認定書を交付前の合格取消対象者については、講習申込者名簿又は認定申請者名簿の備考欄にその旨記載した上で削除し、修了（認定）考査合格取消通知書（甲）（別記第36号様式。以下「取消通知書（甲）」

という。)を作成すること。

- (2) 主管課長等は、合格取消対象者に対し、既に修了証明書又は認定書を交付しているときは、当該合格取消対象者に弁明の機会を付与すること。

なお、弁明の機会の付与に関する手続は、前記第4の5の(3)の手続によること。

- (3) 主管課長等は、前記(2)の弁明によっても合格の取消しをすることが適当であると判断したときは、修了者名簿又は認定対象者名簿の備考欄にその旨記載したうえで削除し、修了(認定) 考査合格取消通知書(乙)(別記第37号様式。以下「取消通知書(乙)」)という。)を作成すること。

なお、取消通知書(甲)及び取消通知書(乙)は、当該受講申込書又は認定申請書を受理した警察署長に対し、送付書により送付するものとする。

- (4) 警察署長は、取消通知書(甲)及び取消通知書(乙)の送付を受けたときは、講習関係受払簿又は認定関係受払簿の備考欄に必要事項を追記し、交付にあたっては、合格取消対象者の受領を証する署名をさせるとともに、修了証明書又は認定書を確実に返納させ、これを廃棄し、速やかに主管課長等に報告するものとする。

- (5) 主管課長等は、合格取消対象者から修了証明書又は認定書の返納がないときは、速やかに警察庁交通局交通指導課長、警視庁交通部長及び各府県警察本部長に対し、修了証明書(認定書)返納対象者について(通報)(別記第38号様式)により通報するものとする。

なお、警視庁交通部長及び各府県警察本部長から前記通報を受けたときは、修了証明書(認定書)返納通報書綴に編さんして長期保管し、当該合格取消対象者から駐車監視員資格者証の交付申請があった場合は、これを拒否すること。

7 修了証明書等の再交付

- (1) 警察署長は、修了者及び認定対象者(以下「修了者等」という。)から、駐車監視員資格者講習修了証明書(認定書)再交付申請書(別記第39号様式。以下「修了証明書等再交付申請書」という。)の提出を受けたときは、記載事項に不備がないこと等形式上の要件を確認するものとする。

なお、申請の形式上の要件に適合しないと認められる場合には、速やかに当該申請の補正を求めるものとする。

- (2) 警察署長は、修了証明書等再交付申請書を受理したときは、駐車監視員資格者講習修了証明書(認定書)再交付関係受払簿(別記第40号様式。以下「修了証明書等再交付関係受払簿」という。)に必要事項を記載の上、送付書により、速やかに主管課長等に送付するものとする。この場合、修了証明書等再交付申請書の写しを作成し、駐車監視員資格者講習修了証明書(認定書)再交付申請書(写し)綴に編さんするものとする。

- (3) 主管課長等は、修了証明書等再交付申請書の送付を受けたときは、当該申請者が修了者名簿又は認定者名簿に登載されている者であることを確認した上、修了者名簿又は認定対象者名簿に必要事項を追記して修了証明書又は認定書を作成すること。この場合、修了証明書等再交付申請書は、当該申請者ごとに区分して駐車監視員資格者講習修了証明書(認定書)再交付申請書綴に編さんするものとする。

る。

なお、修了証明書及び認定書は、当該修了証明書等再交付申請書を受理した警察署長に対し、送付書により送付するものとする。

- (4) 警察署長は、修了証明書及び認定書の送付を受けたときは、修了証明書等再交付関係受払簿に必要事項を追記し、交付にあたっては、当該申請者の受領を証する署名をさせるとともに、速やかに主管課長等に報告するものとする。

8 資格者証の交付

- (1) 警察署長は、修了者等から、駐車監視員資格者証交付申請書（別記第41号様式。以下「交付申請書」という。）の提出を受けたときは、記載事項等に不備がないこと、委託規則第11条第2項各号に掲げる書類等が添付されていること等形式上の要件を確認し、形式上の要件に適合しないと認められる場合には、速やかに当該申請の補正を求めるものとする。

なお、電子申請に係る受付は、行政情報ネットワークシステムにより行うものとし、交付申請書を出力して内容に不備がないことを確認するものとする。

- (2) 前記(1)の添付書類の内、次に掲げるものは別記様式によること。
 - ア 診断書 委託規則第2条第2項第3号ロ、ハ関係（別記第3号様式）
 - イ 誓約書 委託規則第11条第2項第3号関係（別記第42号様式）
- (3) 警察署長は、交付申請書を受理するときは、当該申請者から手数料条例に規定する手数料を徴収すること。

なお、徴収の手続については、前記第4の1の(3)の手続によること。

- (4) 警察署長は、交付申請書等を受理したときは、駐車監視員資格者証交付申請関係受払簿（別記第43号様式。以下「資格者証関係受払簿」という。）に必要事項を記載の上、送付書により、速やかに主管課長等に送付するものとする。この場合、交付申請書の写しを作成し、駐車監視員資格者証交付申請書（写し）綴に編さんするものとする。
- (5) 主管課長等は、交付申請書等の送付を受けたときは、駐車監視員資格者証交付申請者名簿（別記第44号様式。以下「資格者証申請者名簿」という。）に登載の上、申請者ごとに区分して駐車監視員資格者証交付申請書等綴に編さんするものとする。
- (6) 主管課長等は、当該申請者について、法第51条の13第1項各号に該当する者（以下「資格者」という。）であるか否かを審査すること。この場合、必要があつて身上関係を市（区）町村長に対して照会するときは、身上調査照会書及び身上調査照会回答書を当該市（区）町村長に送付して照会するものとする。
- (7) 主管課長等は、前記(6)の審査の結果、資格者と認めたときは、駐車監視員資格者証交付者名簿（別記第45号様式。以下「交付者名簿」という。）に登載の上、駐車監視員資格者証（委託規則別記様式第3号。以下「資格者証」という。）を作成し、当該申請者が資格者の要件に該当しないときは、資格者証申請者名簿に必要事項を追記して、駐車監視員資格者証の交付を拒否した旨の通知書（別記第46号様式。以下「交付拒否通知書」という。）を作成すること。

なお、資格者証及び交付拒否通知書は、当該交付申請書を受理した警察署長に

対し、送付書により送付するものとする。

- (8) 警察署長は、資格者証及び交付拒否通知書の送付を受けたときは、資格者証関係受払簿に必要事項を追記し、交付にあたっては、資格者の受領を証する署名をさせるとともに、速やかに主管課長等に報告するものとする。

9 資格者証の書換え交付

- (1) 警察署長は、資格者証の記載事項に変更がある者から、駐車監視員資格者証書換え交付申請書（別記第47号様式。以下「書換え交付申請書」という。）の提出を受けたときは、住民票の写し、運転免許証等書換えの事実を確認するに足りる資料の提示又は提出を求めるとともに、記載事項等に不備がないこと及び委託規則第11条第2項第4号に掲げる写真（以下「資格者証用写真」という。）が添付されていること等形式上の要件を確認し、形式上の要件に適合しないと認められる場合には、速やかに当該申請の補正を求めるものとする。

なお、電子申請に係る受付は、行政情報ネットワークシステムにより行うものとし、書換え交付申請書を出力して内容に不備がないことを確認するものとする。

- (2) 警察署長は、書換え交付申請書を受理するときは、当該申請者から手数料条例に規定する手数料を徴収すること。

なお、徴収の手続については、前記第4の1の(3)の手続によること。

- (3) 警察署長は、書換え交付申請書等を受理したときは、資格者証関係受払簿に必要事項を記載の上、送付書により、速やかに主管課長等に送付するものとする。この場合、書換え交付申請書の写しを作成し、駐車監視員資格者証書換え交付申請書（写し）綴に編さんするものとする。

- (4) 主管課長等は、書換え交付申請書等の送付を受けたときは、当該申請者が交付者名簿に登録されている者であることを確認した上、交付者名簿に必要事項を追記して資格者証を作成すること。この場合、書換え交付申請書等は、当該申請者ごとに区分して駐車監視員資格者証書換え交付申請書綴に編さんするものとする。

なお、資格者証は、当該書換え交付申請書を受理した警察署長に対し、送付書により送付するものとする。

- (5) 警察署長は、資格者証の送付を受けたときは、資格者証関係受払簿に必要事項を追記し、交付にあたっては、当該申請者の受領を証する署名をさせるとともに、変更前の資格者証を確実に返納させ、これを廃棄し、速やかに主管課長等に報告するものとする。

10 資格者証の再交付

- (1) 警察署長は、資格者証を亡失又は滅失した者から、駐車監視員資格者証再交付申請書（別記第48号様式。以下「再交付申請書」という。）の提出を受けたときは、記載事項に不備がないこと、資格者証用写真が添付されていること等形式上の要件を確認し、形式上の要件に適合しないと認められる場合には、速やかに当該申請の補正を求めるものとする。

なお、電子申請に係る受付は、行政情報ネットワークシステムにより行うものとし、書換え交付申請書を出力して内容に不備がないことを確認するものとする。

- (2) 警察署長は、再交付申請書を受理するときは、当該申請者から手数料条例に規

定する手数料を徴収すること。

なお、徴収の手続については、前記第4の1の(3)の手続によること。

(3) 警察署長は、再交付申請書等を受理したときは、資格者証関係受払簿に必要事項を記載のうえ、送付書により、速やかに主管課長等に送付するものとする。この場合、再交付申請書の写しを作成し、駐車監視員資格者証再交付申請書（写し）綴に編さんするものとする。

(4) 主管課長等は、再交付申請書等の送付を受けたときは、当該申請者が交付者名簿に登載されている者であることを確認した上、交付者名簿に必要事項を追記して資格者証を作成すること。この場合、再交付申請書等は、当該申請者ごとに区分して駐車監視員資格者証再交付申請書等綴に編さんするものとする。

なお、資格者証は、当該再交付申請書を受理した警察署長に対し、送付書により送付するものとする。

(5) 警察署長は、資格者証の送付を受けたときは、資格者証関係受払簿に必要事項を追記し、交付にあたっては、当該申請者の受領を証する署名をさせるとともに、当該申請者が亡失した資格者証を発見した場合には、これを返納させて廃棄し、速やかに主管課長等に報告するものとする。

11 資格者証の返納命令

(1) 警察署長は、資格者証の交付を受けた者が、法第51条の13第2項各号のいずれかに該当することを認知したときは、返納命令事案認知報告書（別記第49号様式）に必要事項を記載の上、主管課長等に送付するものとする。この場合、返納命令事案認知報告書の写しを作成し、返納命令事案認知報告書（写し）綴に編さんするものとする。

(2) 主管課長等は、警察署長から返納命令事案認知報告書の送付を受けたとき、又は自ら当該事案を認知したときは、当該不正行為の軽重、警察業務その他公益に与えた影響、再発のおそれ、本人の改しゅんの情その他の事情を総合的に勘案し、資格者証の返納を命ずること（以下「返納命令」という。）の適否を判断すること。

なお、返納命令事案認知報告書は、返納命令事案認知報告書綴に編さんするものとする。

(3) 主管課長等は、返納命令を行おうとするときは、聴聞を行うこと。

なお、聴聞の手続は、前記第4の5の(3)の手続によること。

(4) 主管課長等は、聴聞により資格者証の返納命令を決定したときは、当該返納命令対象者（以下「対象者」という。）に対し、駐車監視員資格者証返納命令書（別記第50号様式。以下「返納命令書」という。）を直ちに交付し、交付者名簿に必要事項を追記した上で削除するものとする。

(5) 主管課長等は、返納命令書を交付した場合は、交付者名簿に必要事項を追記し、また、対象者から資格者証の返納を受けた場合は、その旨を追記するものとする。

(6) 主管課長等は、返納命令を行った場合は、速やかに警察庁交通局交通指導課長、警視庁交通部長及び各府県警察本部長に対し、道路交通法第51条の13第2項の規定に基づく返納命令について（通報）（別記第51号様式。以下「駐車監視員資格者証返納命令執行通報書」という。）により通報し、交付者名簿に必要事項を追記す

るものとする。

なお、警視庁交通部長及び各府県警察本部長から駐車監視員資格者証返納命令執行通報書の送付を受けたときは、駐車監視員資格者証返納命令執行通報書綴に編さんして2年間保管し、当該対象者から資格者証の交付申請があった場合は、法第51条の13第1項第2号ハの規定により、返納の日から起算して2年間、これを拒否すること。

第8 不服申立手続

行政不服申立てについては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び北海道公安委員会審査請求手続規則の施行に関する訓令（平成28年北海道警察本部訓令第17号）に定める手続きによるものとする。

第9 関係簿冊の整理

主管課長等及び警察署長は、関係簿冊に必要事項を確実に記載の上、各手続の経緯を明らかにするものとする。

※ 別記様式は省略

別表（第2の事項関係）

用 語	定 義
1 放置車両	<p>法第51条の4第1項前段に規定する、違法駐車と認められる場合における車両（軽車両にあつては、牽引されるための構造及び装置を有し、かつ、車両総重量（道路運送車両法第40条第3号の車両総重量をいう。）が750キログラムを超えるもの。）であつて、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの。いわゆる、放置駐車違反車両</p>
2 標章	<p>法第51条の4第1項後段に規定する、前記1の確認をした旨及び当該車両に係る違法駐車行為をした者について、いわゆる反則金の納付をした場合、当該違法駐車行為に係る事件について、公訴を提起された場合及び家庭裁判所の審判に付された場合に該当しないときは、当該車両の使用に対し放置違反金の納付を命ぜられることがある旨を告知する標章</p>
3 確認事務	<p>法第51条の8第1項に規定する、前記1の放置車両の確認及び前記2の標章の取付け事務</p>
4 駐車監視員資格者	<p>法第51条の13第1項第1号イに規定する、国家公安委員会が定めるところによる</p> <p>(1) 放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習を受け、その課程を修了した者。（本文中の「修了者」。）</p> <p>(2) 放置車両の確認等に関し、前記(1)に掲げる者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者。（本文中の「認定対象者」。）</p> <p>であつて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 18歳未満の者 ○ 法第51条の8第3項第2号イからへまでのいずれかに該当する者 <p>及び</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 偽りその他不正の手段により、資格者証の交付を受けた者 ○ 第7の11に規定する、資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者に該当しない者